

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-7
提出年月日	令和5年4月18日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-1	1.1-1)の記載を適正化(下線部参照)  (旧)設計方針・運用・体制などを変更し、・・・ (新)設計方針・運用・体制等を変更し、・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-1	1.1-1) c.のうち1ポツ目 代替屋外給水タンクの撤去理由を追記するとともに記載表現を適正化(下線部参照)  (旧)自主対策設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」の撤去及び「代替給水ピット」の設置に伴う変更。 (新)屋外に設置していた自主対策設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」を溢水対策に伴い撤去し、新たに「代替給水ピット」を設置するため、関連する資料を修正した。	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-9	3.3-1)誤記訂正(下線部参照)  設備の相違①女川2号炉記載欄 (旧)・・・燃料プール代替注水系(可搬型)による使用済燃料プールへの注水 (新)・・・燃料プール代替注水系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-8	記載の適正化(下線部参照) 「整備している」は先行PWRプラントのバックフィット対応としての記載。 泊3号炉は審査中プラントのため記載を適正化。  (旧)使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、・・・に示す手順を整備している。 (新)使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、・・・に示す手順を整備する。	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-8	記載の適正化(下線部参照) 「整備している」は先行PWRプラントのバックフィット対応としての記載。 泊3号炉は審査中プラントのため記載を適正化。  (旧)使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、・・・に示す手順を整備している。 (新)使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、・・・に示す手順を整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-14	記載の適正化（下線部参照）  (旧) 燃料ピット冷却浄化系戻り配管 (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備出口配管	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-14	記載の適正化（下線部参照） 適正化に伴って女川と相違になった箇所について着色し、相違理由追加。  (旧) 燃料ピット冷却浄化系戻り配管 (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備出口配管	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-14	記載の適正化（下線部参照）  (旧) サイフォンブレイク孔 (新) サイフォンブレイク	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-14	記載の適正化（下線部参照） 適正化に伴って女川と相違になった箇所について着色、相違理由追加。  (旧) サイフォンブレイク孔 (新) サイフォンブレイク	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-23	記載の適正化（下線部参照） 高さの記載から「+」を削除した。  (旧) T.P. ±32.58m (新) T.P. 32.58m 以降、高さの記載があるものについて、同様に修正した。	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3	2.2-1)No.⑥泊3号炉記載欄 記載の適正化（下線部参照） 高さの記載から「+」を削除  (旧) T.P. ±32.58m (新) T.P. 32.58m 以降、高さの記載があるものについて、同様に修正した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-43	記載の適正化（下線部参照）  (旧) 使用済燃料ピット出口配管 (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管 以降、同様に修正した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	記載の適正化（下線部参照） 2.2-4) 設備名称の相違に項目追加  (旧) 使用済燃料ピット出口配管／入口配管 (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管／出口配管以降、同様に修正した。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-20	女川2号炉記載欄 脱字訂正（下線部参照）  (旧) 化学消防自動車，大型化学高所放水車及びろ過水タンク (新) ・化学消防自動車，大型化学高所放水車及びろ過水タンク	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-32	大飯3/4号炉記載欄 誤記訂正  (旧) 【比較表のため1.11.2.1(7)の記載より再掲】 (新) 【比較のため1.11.2.1(7)の記載より再掲】	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-61	相違理由欄 脱字訂正（下線部参照）  (旧) 女川は「1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順」にて大気への拡散抑制の手順を技術的1.12へリンクさせる記載としている。 (新) 女川は「1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順」にて大気への拡散抑制の手順を技術的 <u>能力</u> 1.12へリンクさせる記載としている。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-54	記載の適正化（下線部参照）  (旧) ・・・・作業開始を判断してからの漏えい緩和措置完了まで・・・ (新) ・・・・作業開始を判断して <u>から使用済燃料ピット</u> からの漏えい緩和措置完了まで・・・	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-63	記載の適正化（下線部参照）  (旧) ・・・・作業開始を判断してからの漏えい緩和措置完了まで・・・ (新) ・・・・作業開始を判断して <u>から使用済燃料ピット</u> からの漏えい緩和措置完了まで・・・	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-62	技術的能力1.13審査基準の名称改正に伴う修正（下線部参照）  (旧) 1.13 重大事故等の <u>収束</u> に必要なとなる水の供給手順等 (新) 1.13 重大事故等 <u>時</u> に必要なとなる水の供給手順等	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-74	技術的能力1.13審査基準の名称改正に伴う修正 (下線部参照)  (旧) 1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等 (新) 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-72	相違理由欄 誤記訂正 (下線部参照)  (旧) 運用の相違 (相違理由④) (新) 【女川】設備の相違 (相違理由④)	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-77	大飯3/4号炉記載欄にタイトルを記載  「第1.11.4表 重大事故等対処にかかる監視計器」	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-84	相違理由欄 誤記訂正 (下線部参照)  (旧) 【大飯】設備の相違 (相違理由②) (新) 【大飯】設備の相違 (相違理由④)	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-79	第1.11.3表 脱字修正 (下線部参照)  (旧) 可搬型代替交流電源 (新) 可搬型代替交流電源設備	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-88	第1.11.3表 脱字修正 (下線部参照)  (旧) 可搬型代替交流電源 (新) 可搬型代替交流電源設備	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-81, 83	概要図 脱字訂正 「A-ろ過水タンク」を追記した。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-93, 95	概要図 脱字訂正 「A-ろ過水タンク」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-89	ホースルート図 記載の適正化  ・各対応手段のホース敷設ルートを技術的能力1.0.2にて示すアクセスルートと整合を図った。(波線から直線へ修正) ・屋外面の最新化(茶津入構トンネル線形変更等の反映)以降、ホースルート図について、同様に修正した。	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-100	ホースルート図 記載の適正化  ・各対応手段のホース敷設ルートを技術的能力1.0.2にて示すアクセスルートと整合を図った。(波線から直線へ修正) ・屋外面の最新化(茶津入構トンネル線形変更等の反映)以降、ホースルート図について、同様に修正した。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-90, 94, 98, 106, 110	概要図 記載の適正化 流路に係る設備について太線へ修正した。  ・水面 ・水中ポンプ	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-103, 111, 117, 137, 141	概要図 記載の適正化 流路に係る設備について太線へ修正した。  ・水面 ・水中ポンプ	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-153	相違理由欄 誤記訂正(下線部参照)  (旧) 【大飯】設備の相違(相違理由①) (新) 【大飯】設備の相違(相違理由③)	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-102, 106, 110	概要図 記載の適正化 第1.11.17図と不整合であった「2方向分水器」の記載を削除した。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-121, 137, 141	概要図 記載の適正化 第1.11.17図と不整合であった「2方向分水器」の記載を削除した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-116	概要図 記載の適正化 以下の使用済燃料ピット監視設備を太線に修正した。  ・使用済燃料ピット温度 (AM用) ・使用済燃料ピット水位 (AM用)	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-155	相違理由欄 誤記訂正 (下線部参照)  (旧) 【大飯】設備の相違 (相違理由①) (新) 【大飯】設備の相違 (相違理由④)	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-149	相違理由欄 誤記訂正 (下線部参照)  (旧) 記載方針の相違 (新) 【大飯, 女川】記載方針の相違	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-150	概要図 記載の適正化 以下の使用済燃料ピットの監視設備を太線に修正した。  ・使用済燃料ピット温度 (AM用) ・使用済燃料ピット水位 (AM用)	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-1	添付資料タイトル変更 大飯3/4号炉のKK67B.F.安全審査資料内の項目名称に合わせ、添付資料のタイトルを変更。  (旧) 添付資料1.11.22 使用済燃料ピットから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への影響 (新) 添付資料1.11.21 使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	「設備の相違①」相違理由欄  以下の記載内容を追記 ・泊3号炉と設計方針が同様のプラント	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	「設備の相違②」相違理由欄  以下の記載内容を追記 ・泊3号炉と設計方針が同様のプラント	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	「設備の相違②」の相違理由欄 以下の記載内容を追記 ・泊3号炉と設計方針が同様のプラント  記載の適正化 (旧) ・泊3号炉は、 <u>ろ過水タンクの淡水</u> を消火ポンプを起動して屋内消火栓から使用済燃料ピットへ注水する。 (新) ・泊3号炉は、 <u>ろ過水タンクを水源</u> として消火ポンプを起動して屋内消火栓から使用済燃料ピットへ注水する。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2	「設備の相違③」の相違理由欄 以下の記載内容を追記 ・泊3号炉と設計方針が同様のプラント	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3	「設備の相違④」内容の充実 ・技術的能力1.12等のとりまとめた資料の内容等を反映 ・の相違理由欄に泊3号炉と設計方針が同様のプラントを追記	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3	自主対策設備の機種変更（使用済燃料ピット監視設備）  自主対策設備であるロープ式の「使用済燃料ピット監視用携帯型水位計」については、先行PWRの審査実績を踏まえて、水位に加えて水温を測定できる機種に変更し、名称を「携帯型水位・水温計」とする。大飯との設備の相違がなくなったことから、とりまとめた資料の当該相違理由を削除した。	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-5	「運用の相違②」追加 ・使用済燃料ピットへの注水開始時間を早めるため、「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」の手順着手の判断基準を変更したことから、大飯との相違理由を追期。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	「記載方針の相違①」 ・ 要員名称の変更 (旧) 運転班員  (新) 災害対策要員 (支援)  以下の記載内容を追記 ・ 泊3号炉と設計方針が同様のプラント	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	「記載方針の相違②」 記載内容の変更 ・ 技術的能力1.14の整理結果を反映 ・ 泊3号炉は女川2号炉の審査実績を反映し、燃料補給に関する手順は技術的能力1.14に記載する。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-6	「記載方針の相違③」 ・ SA54条まとめ資料の記載と整合を図った。(下線部参照) 泊欄 (旧) 「あらかじめ設定している設置場所での線量率を評価し、指示値と比較・評価することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。」  (新) 「 <u>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取り付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関(減衰率)をあらかじめ評価しておくことで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</u> 」  相違理由欄に以下の記載内容を追記 ・ 泊3号炉と設計方針が同様のプラント	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-7	2-4) 記載表現, 設備名称等の相違 ・ 参照先頁の最新化 ・ 補足情報の追加	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	2-4) 記載表現, 設備名称等の相違 ・設備名称変更  (旧) 使用済燃料ピット出口配管 使用済燃料ピット監視用携帯型ローブ式水位計  (新) 使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管 携帯型水位・水温計	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	2-5) 相違識別の省略  要員名称の変更 (旧) 運転班員  (新) 災害対策要員(支援)	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-8	第1.11.1表のタイトルを適正化(先行審査実績反映)  (旧) 第1.11.1表「重大事故等における対応手段と整備する手順」  (新) 第1.11.1表「機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順」	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-9	「設備の相違①」及び「設備の相違②」  相違理由欄  以下の記載内容を追記 ・泊3号炉と設計方針が同様のプラント	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-10	「設備の相違⑤」記載の適正化  (旧)他に (新)ほかに	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	とりまとめた資料-12	3-2) 記載表現, 設備名称等の相違  ・項目追加(設備名称の相違) 泊:ホース延長・回収車(送水車用) 女川:ホース延長回収車	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-1	相違理由欄の記載統一  ・他の審査項目との記載表現を整合 例：文章構成の相違→記載方針の相違  ・相違理由欄の充実化及び適正化  以降、同様の修正を実施	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-5	相違理由欄追記（女川の添付資料との比較について）  【女川】 ・女川と泊では対応手段は相違するが、女川審査実績を踏まえて、操作場所の項目を追加する等の記載の充実化を図った。	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-5	添付資料の整理 旧資料番号の「添付資料1.11.20」については、先行PWRの審査実績を踏まえた自主対策設備の機種変更の反映。「添付資料1.11.21」については、屋外作業員の被ばく評価については伊方同様に技術的能力1.7で整理することとしたことから、本審査項目から削除。「添付資料1.11.22」については、大飯3/4号炉のバックフィット審査資料と比較した結果、タイトルを変更することとした。  (旧) ・添付資料1.11.20 <u>使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計について</u> ・添付資料1.11.21 <u>重大事故に係る屋外作業員に対する被ばく評価について</u> ・添付資料1.11.22 <u>使用済燃料ピットから発生する水蒸気による重大事故等対処設備への影響</u>  (新) ・添付資料1.11.20 <u>携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計について</u> ・添付資料1.11.21 <u>使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策</u>	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-6	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-5	相違理由修正 (旧) 【女川】 ・現場作業の成立性を示す資料に相違はないが、当該資料における泊との比較対象は炉型が同じである大飯とする。 (新) 【女川】 ・女川と泊では対応手段は相違するが、女川審査実績を踏まえて、操作場所の項目を追加する等の記載の充実化を図った。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-6	記載の充実  大飯及び女川と相違があり、泊3号炉と同様の先行実績がある場合、女川欄又は大飯欄に先行実績を記載した。  【比較のため、伊方3号炉技術的能力1.11まとめ資料より引用】  以降、同様に記載の充実化を図った。	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-6	相違理由修正 (女川審査実績の反映) (旧) 【記載方針の相違】 ・泊は他の審査項目で整備する手順のリンク先を「1.11.2.4 その他の手順項目について考慮する手順」で明確にしていることから当該資料の作成は不要。 (新) 【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.4項に手順のリンク先を記載する。	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-2	可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段の優先順位見直し(目次) 泊の記載順変更に伴い、大飯欄の再掲箇所を調整し、相違理由を追記。  (旧) 代替給水ピット→原水槽→海水 (新) 海水→代替給水ピット→原水槽	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-2	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-6	相違理由欄記載の適正化 (旧) 泊の資料構成は伊方同様。 (新) 泊の資料構成は伊方3号炉と同様。  以降、同様に他プラントの記載に「○号炉」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-52	記載の適正化（記載統一）  (旧) 「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」 (新) 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-61	同上	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-9	記載順序変更（大飯審査実績反映）  (旧) 使用済燃料ピットの注水機能を有する設備として、 <u>燃料取替用水ポンプ</u> 、 <u>燃料取替用水ピット</u> 、・・・ (新) 使用済燃料ピットの注水機能を有する設備として、 <u>燃料取替用水ピット</u> 、 <u>燃料取替用水ポンプ</u> 、・・・	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-9	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-13	記載の適正化（女川審査実績の反映）  泊の他の審査項目修正の反映等実施 ・流路等の名称変更 ・設備の記載順序変更 ・ホース延長・回収車（送水車用）追加  以降、同様の修正実施	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-13	同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-13	可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段の優先順位見直し(使用する設備) 泊の記載順変更に伴い、相違理由を追記。  優先順位は以下のとおり変更した。 (旧) 代替給水ピット→原水槽→海水 (新) 海水→代替給水ピット→原水槽	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-13	同上	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-15	記載の適正化 (旧) 発電用原子炉 (新) 原子炉容器  以降、同様の修正実施	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表	1.11-15	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-15, 16, 20	記載の充実 (女川審査実績の反映)  ・自主対策設備として位置付ける理由について、女川の記載を参考に記載の充実を図った。 ・大飯との相違理由追加 (女川審査実績の反映)	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-15, 20	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-16	相違理由欄 記載の適正化 (旧) 【大飯】運用の相違 (相違理由①) ・優先順位の相違による記載順序の相違。前段の泊の記載箇所にて大飯を再掲し比較している。  (新) 【大飯】記載箇所の相違 ・優先順位の相違による記載箇所の相違。前段の泊の記載箇所にて大飯を再掲し比較する。(運用の相違 (相違理由①) 参照)	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-21	設備名称変更  (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ローブ式水位計  (新) 携帯型水位・水温計  以降、同様に修正実施	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-21	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-23	要員名称の変更 (旧) 運転班員  (新) 災害対策要員(支援)	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-24	同上	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-23	記載の適正化(女川審査実績の反映) 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要を以下のように変更する。(記載表現の変更であり、運用の変更なし)  (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源として燃料取替用水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。  (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源として燃料取替用水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-29	同上	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-24	操作手順の適正化(大飯及び女川審査実績の反映)  ・発電課長(当直)からの指示において、系統構成は資機材運搬の準備が必要な作業については「準備開始」を指示する要に統一。 ・操作場所の記載「中央制御室で」「現場で」を記載。  以降の操作手順においても、大飯及び女川の記載を参考に、内容の充実を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-29	同上	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-26	記載表現の変更（大飯審査実績の反映） 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の判断基準を以下のように変更する。（記載表現の変更であり、運用の変更なし）  (旧) 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P. 32.58m以下まで低下している場合に、 <u>燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水ができない場合若しくは注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合。</u>  (新) 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P. 32.58m以下まで低下している場合。	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-29	同上	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-28	記載表現の変更（大飯審査実績の反映） 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の判断基準を以下のように変更する。（記載表現の変更であり、運用の変更なし）  (旧) 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P. 32.58m以下まで低下している場合に、 <u>燃料取替用水ポンプ及び2次系補給水ポンプによる注水機能が喪失している場合若しくは注水を行っても使用済燃料ピット水位の上昇を確認できない場合。</u>  (新) 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60℃を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P. 32.58m以下まで低下している場合。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-32	同上	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-30	記載表現の変更（下線部参照） 他の審査項目との表現統一のため省略しない。  (旧) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプ（以下「消火ポンプ」という。）により使用済燃料ピットへ注水する。  (新) 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。  以降、同様に修正実施。	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-33	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 5.0)	1.11-33～35	<p>「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」手段における要員、所要時間の見直しを実施したことから、操作手順及び操作の成立性に反映した。</p> <p>また、想定事故1、2で考慮していた災害対策要員7名で作業する操作の成立性のパターンについては、可搬型監視設備の設置作業との並行作業を考慮し、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名での作業に変更した。SBOを考慮する事故シーケンスにおいても同じ要員数で対応する。</p> <p>なお、運転員（中央制御室）1名については、大飯の審査実績を踏まえて、本作業における操作の成立性に記載しない要員とした。            （下線部参照）</p> <p>（旧）            上記の操作は、<u>運転員（中央制御室）1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで240分以内で可能である。</u>  <u>また、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間においては、運転員（中央制御室）1名及び災害対策要員7名により作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで180分以内で可能である。</u></p> <p>（新）            災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで<u>250分以内</u>で可能である。</p> <p>代替給水ピット及び原水槽を水源とする使用済燃料ピットへの注水手段においても、同じ要員で作業することとし、それぞれ操作手順及び所要時間を見直した。</p>	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 5.0)	1.11-37～42	同上	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 5.0)	1.11-38	<p>自主対策の可搬型大型送水ポンプ車を使用した操作手順へ運転開始後の燃料補給に関する事項を追記した。</p> <p>泊3号炉は先行PWRの審査実績を踏まえて、自主対策の対応手段に対して燃料補給手順を記載しなかったが、女川2号炉の審査実績を踏まえてこれら手段に対しても燃料補給設備を使用する設備として選定し、操作手順へ燃料補給に関する事項を記載する。</p> <p>以降、同様に修正実施。</p>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-42	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-45	相違理由の記載充実化  (旧) <b>【女川】</b> ・淡水を注水する機能としては泊の自主対策設備による注水手段と相違はないが、設備構成が異なり手順も相違することから操作手順の比較は対象外とする。(自主対策設備による対応手段の相違)  (新) <b>【女川】</b> ・淡水を注水する機能としては泊の自主対策設備である電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手段と同様であるが、泊は消火設備を使用する手順であり、女川とは設備構成及び手順が大きく相違することから操作手順の比較は対象外とする。(自主対策設備による対応手段の相違)	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-43～51	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ」手順段階における要員、所要時間の見直しを実施したことから、操作手順及び操作の成立性に反映した。 なお、運転員(中央制御室)1名については、大飯の審査実績を踏まえて、本作業における操作の成立性に記載しない要員とした。 (下線部参照)  (旧) 上記の操作は、 <u>運転員(中央制御室)1名</u> 、災害対策要員7名及び運転班員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで <u>120分以内</u> で可能である。  (新) 上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員(支援)1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで <u>150分以内</u> で可能である。  代替給水ピット及び原水槽を水源とする使用済燃料ピットへのスプレイ手段においても、同じ要員で作業することとし、それぞれ操作手順及び所要時間を見直した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-52～59	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-52, 53	以下に該当する操作手順について「操作の成立性」の項目を追加（女川審査実績の反映） ・他の審査項目にて整理する手順  該当する手順については、PWR各社の審査実績により「操作の成立性」の項目を設けていなかったが、女川2号炉の審査実績を踏まえて、それら手順についても「操作の成立性」の項目を設けた。	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-61	同上	
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-66	相違理由追加 使用済燃料ピットの空間線量率の推定について、女川との相違理由を充実化した。（下線部参照）  【女川】 設備の相違（相違理由④，⑤） ・女川は常設の使用済燃料プール監視設備が機能喪失した場合の対応を記載。 ・泊を含むPWRはSA設備である可搬型の使用済燃料ピット監視設備にて対応。	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-58, 59	記載表現の変更（女川審査実績の反映）  （旧） 代替非常用発電機の代替電源に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。 （新） 中央制御室監視計器類への電源供給手順並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-71	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-62	第1.11.1表 表のタイトル修正 (下線部参照)  (旧) 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 (新) 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-74	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-62, 63	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/4), (2/4) のうち「分類」の誤記修正 (下線部参照)  (旧) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時, 使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時 (新) 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時, <u>又は</u> 使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-74, 75	同上	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-62	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/4) のうち「電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水」で使用する設備の記載を適正化 (下線部参照)  (旧) 火災防護設備 消火栓設備 配管・弁 (新) 火災防護設備 (消火栓設備) 配管・弁	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-74	同上	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-62, 63	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/4), (2/4) 機能喪失を想定する設計基準対象施設欄の燃料取替用水ピットに「*1」を追記した。 また, 「*1:手順は「1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等」にて整備する。」を表下部に記載した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-74, 75	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-62～65	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/4) ～ (4/4) *書き記載を適正化 (下線部参照)  (旧) 重大事故対策において用いる設備の分類 (新) 重大事故等対策において用いる設備の分類	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-74～76	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-63, 64	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/4), (3/4) 可搬型大型送水ポンプ車を使用する手段において, 屋外の可搬型ホースを敷設する設備として「ホース延長・回収車 (送水車用)」を新規追加 (女川審査実績の反映)	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-75, 76	同上	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-63, 65	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/4), (4/4) のうち「手順の分類」の記載を適正化 (下線部参照)  (旧) 炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 (新) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器破損を防止する運転手順書	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-75, 76	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-63, 64	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/4), (3/4) *書きのうち, 燃料補給に関する記載を適正化  (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は, 「1.13重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」にて整備する。 (新) 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-75, 76	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-64	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/4) のうち「対応手段」の記載を適正化 (下線部参照)  (旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる使用済燃料ピットへのスプレイ  (新) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-76	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-64	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/4) *書きのうち燃料補給に関する記載を適正化  (旧) *3: 可搬型大容量海水送水ポンプ車の燃料補給に使用する。燃料補給の手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。 (新) *1: 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-76	同上	
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-64	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/4) *書きのうち他条文にて整備する手順に関する記載を適正化  (旧) *4: 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を放水する。 (新) *4: 手順は「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-76	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-65	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (4/4) のうち「対応手段」の記載を適正化 (下線部参照)  (旧) 代替電源からの給電の確保 (新) 代替電源による給電	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-76	同上	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-65	第1.11.1表 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (4/4) のうち「代替電源による給電」で使用する設備の誤記修正 (下線部参照)  (旧) 可搬型代替電源設備 (新) 可搬型代替交流電源設備	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-76	同上	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-66	図表タイトルの誤記修正 (下線部参照)  (旧) 第1.11.4表 重大事故等対処に係る監視計器 (新) 第1.11.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-77	同上	
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 78	第1.11.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器に下記計器を追加 (他の審査項目と記載統一)  ・原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-77, 78, 79, 80, 81, 82, 87	同上	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-68, 69, 70, 71, 72, 78	第1.11.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器の計器名称変更に伴う反映 (3/13, 4/13, 5/13, 6/13, 7/13, 13/13)  (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ローブ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-78, 79, 80, 81, 82, 87	同上	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-63, 70, 71, 72, 80, 90~101, 118~121	可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段の優先順位見直し(使用する設備) 泊の記載順変更に伴い、大飯欄の再掲箇所を調整し、相違理由を追記。  (旧) 代替給水ピット→原水槽→海水 (新) 海水→代替給水ピット→原水槽  また、関連する図表についても適切に記載を修正した。	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-75, 80, 81, 82, 103~120, 152~155	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-76	第1.11.2表 重大事故等対処設備に係る監視計器 (監視計器一覧11/13) 技術的能力1.12の名称を適正化 (下線部参照)  (旧) 1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (新) 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-85	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-79	図表タイトルの誤記修正（下線部参照）  (旧) 第1.11.5表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備 (新) 第1.11.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-88	同上	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-79	第1.11.3表 脱字修正（下線部参照）  (旧) 可搬型代替交流電源 (新) 可搬型代替交流電源設備	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-88	同上	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-80	第1.11.1図 凡例記載の適正化  緑枠線の凡例 (旧) フロントライン系の代替設備・手段による対応 (新) フロントライン系の対応  (注4の凡例 (旧) AをCに, BをDに読み替える。 (新) A系をB系に読み替える。  (注5の凡例を新たに記載 (新) AをCに, BをDに読み替える。	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-89	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111 r.5.0)	1.11-81, 83, 85, 87, 90, 98, 106, 110	概要図全般 記載の適正化  水源、配管、ポンプ及び注水先の設備について、SA対応の系統構成として流路に係る設備は、太線で示すよう修正した。 また、2系統(A、B)があるポンプについて、わかりやすさの観点から、代表して「A」側ポンプを使用して注水するよう修正した。(電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピット注水は、駆動源の違いから状況により明確に使い分けすることから、どちらも太線とする。)	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111-9 r.5.0)	1.11-93, 95, 97, 98, 103, 117, 137, 141	同上	
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111 r.5.0)	1.11-82, 84, 86, 88, 91, 95, 99, 103, 107, 111, 114	タイムチャート全般 記載の適正化  時間バー上部に「注水開始」のみ記載していた図について、記載内容の充実を図った。  【修正例】 (旧) 注水開始 (新) 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始  また、手順の項目について、本文操作手順の名称と整合させるよう修正した。	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111-9 r.5.0)	1.11-94, 96, 97, 99, 104, 112, 118, 124, 138, 142, 147	同上	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111 r.5.0)	1.11-89, 92, 93, 96, 97, 100, 101, 104, 105, 108, 109, 112, 113	ホース敷設ルート全般 記載の適正化  ・凡例を新たに作成し、図中に記載していた「ホース敷設ルート」等の説明を凡例に記載した。 ・2ルートを示す図にて、1ルート目を「赤実線」、2ルート目を「水色実線」として記載を統一した。	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT1111-9 r.5.0)	1.11-100, 105, 106, 113, 114, 119, 120, 125, 126, 139, 140, 143, 144	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-90, 94, 98, 106, 110	概要図 (第1.11.11図, 第1.11.14図, 第1.11.17図, 第1.11.23図, 第1.11.26図) 凡例記載内容充実 凡例に「逆止弁」を追記した。	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-103, 111, 117, 137, 141	同上	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-91, 95, 99	タイムチャート (第1.11.12図, 第1.11.15図, 第1.11.18図) 要員の増加及び記載の適正化 ・時間バー表示を分割 (記載表現見直し), 操作手順及び※書きの内容修正 ・災害対策要員 (支援) を増員したことによる作業内容の追加	
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-104, 112, 118	同上	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-93, 97, 101	ホース敷設ルート (第1.11.13図, 第1.11.16図, 第1.11.19図) 使用済燃料ピット注水常設配管の反映 ・使用済燃料ピット西側からアクセスし注水するルートにおいて, 常設配管及び常設配管を使用する場合のルートを追記した。 ・常設配管を使用したホース敷設ルート (点線) を記載した。	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-106, 114, 120	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-98, 110	概要図 (第1.11.17図, 第1.11.26図) 記載の適正化 ・法面常設配管を使用しない運用とすることから, 当該配管を削除し, 可搬型ホースによる注水として記載した。	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-117, 141	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-103, 107, 111	タイムチャート(第1.11.21図, 第1.11.24図, 第1.11.27図) 要員の変更及び作業内容見直しによるタイムチャート適正化  ・時間バー表示を分割(記載表現見直し), 操作手順及び※書き内容修正 ・要員の変更 (旧) 運転班員 (新) 災害対策要員(支援)	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-124, 138, 142	同上	
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-106	第1.11.23図 脱字修正  B-使用済燃料ピットポンプの名称が抜けていたため追記した。	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-137	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.5.0)	1.11-114	タイムチャート(第1.11.30図) 記載の適正化  ・操作手順 附番修正	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-147	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.5.0)	1.11-149	第1.11.31図 相違理由の誤記訂正(下線部参照)  (旧) 泊3号炉は, <u>多様性拡張設備</u> である～ (新) 泊3号炉は, <u>自主対策設備</u> である～	